

那覇市立こども園等給食材料指定納入業者登録申請要領

この要領は、こども園等給食（以下「給食」という。）が園児の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、適時適切な納入を可能にするため、給食材料納入業者登録について、必要な事項を定めています。

那覇市が発注する給食材料の納入を希望する事業者においては、この要領に基づき那覇市立こども園等給食材料指定納入業者登録申請書を提出してください。

1 給食材料納入者資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでいる者であること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 食品衛生法に基づく許可を要する事業者については、当該管轄保健所の食品衛生監視評点（監視採点結果）が 80 点以上の者であること。
- (5) 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理を十分に行っている者であること。
- (6) 加工業者においては、検便検査を 1 か月に 1 回実施している者であること。
- (7) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を有している者であること。
- (8) 仕入れ及び製造加工能力等があり、給食の実施に必要な量を確実に供給できる者であること。
- (9) 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有している者であること。
- (10) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に従業員を加入させている者であること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していない者であること。
- (13) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 納入登録区分

登録品目		食品名
1	穀類	精白米・胚芽米・小麦粉・その他穀類
2	一般物資	缶詰・ビン詰・乾物類・佃物・漬物・その他
3	油脂類	食用油・サラダ油・ゴマ油・マヨネーズ・その他油脂類
4	水産品	魚介類・魚肉製品・削り節・その他魚肉製品
5	獣鳥肉類	生肉・(牛肉/豚肉/鶏肉)・その他畜肉製品
6	調味料	砂糖・醤油・ソース・酢・味噌・塩・その他調味料
7	大豆製品	豆腐・厚あげ・うすあげ・油あげ・煮豆・その他大豆製品
8	生麺	沖縄そば・うどん・中華麺・スパゲティ・その他
9	カマボコ類	カステラカマボコ・竹輪・その他練り物
10	乳製品	牛乳・ヨーグルト・アイスクリーム・プリン・その他
11	野菜・果物	野菜・果物・蒟蒻
12	卵	鶏卵、卵製品、その他
13	パン類	ホットパン・レーズン・胚芽・卵パン・その他
14	菓子類	カステラ・ケーキ・ドーナツ・餅・クッキー・その他菓子類
15	その他	

3 登録有効期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日まで（3年間）

4 申請方法等

(1) 申請方法：「直接」又は「郵送」

※ 直接申請する場合は、次の時間帯とします。

申請時間：午前8時30分～午後3時30分（土・日・祝日を除く）

(2) 申請先・問合せ先

〒902-0076

住所：那覇市与儀 2-10-20

宛先：那覇市立こども園東給食センター宛

電話番号：098-854-9404

(3) 申請期限：令和7年2月6日（郵送の場合、必着）

※ 年度当初からの登録を希望する場合は、提出期限までに申請書類を提出してください。

※ 登録有効期間内に随時登録も可能です。

5 申請様式及び添付書類

(1) 「印鑑証明書」については、必ず「原本」を提出してください。

(2) 添付書類は、写しでも構いません。

種類	No.	名称	備考	
本市様式	様式1	那覇市立こども園等給食材料指定納入業者登録申請書		
	様式2	納入希望業種および食品名		
	様式3	取引実績表		
	様式4	社屋（店舗）の写真等		
	様式5	誓約書	実印押印	
	様式6	委任状	実印押印	
	様式7	使用印鑑届	実印押印	
添付書類	法人・個人（共通）	①	印鑑証明書	原本
		②	市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	写し可
		③	消費税納税証明書（滞納のない証明書）	写し可
		④	労働保険証明書（雇用保険・労災保険加入証明）	写し可
		⑤	社会保険料納入証明書（一括用）	写し可
		⑥	営業許可証明書等（該当業者のみ）	写し
		⑦	食品衛生監視票（加工業者のみ） ※直近で保健所長発行のもの	写し
		⑧	直近の従業員の検便結果表（加工業者のみ） ※病原性大腸菌O157・サルモネラ菌・赤痢菌	写し
		⑨	110円切手1枚（認定通知送付用）	
	法人	⑩	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	写し可
	個人	⑪	身分証明書（市町村発行）	写し可

注1) 受付後、必要に応じ実態調査を行う場合があります。

注2) 上記に定めるもののほか、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

6 申請書類作成の注意事項

◇申請書類の日付は、作成日を記入してください。

◇申請書類の内容は、令和7年1月1日を基準日として作成してください。

◇申請書類を手書きで作成する場合は、黒のボールペン（社名等はゴム印可）で記入してください。

※ 修正可能な鉛筆や消せるペンでの作成は不可です。

様式1：那覇市立こども園等給食材料指定納入業者登録申請書

(1) 申請は、法人にあつては代表者名、個人にあつては事業主名で提出してください。

(2) 法人にあつては本店所在地、商号及び代表者氏名（全て履歴事項全部証明書上のもの）、個人にあつては営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入してください。

(3) 本社以外の支店、営業所、出張所等で登録する方は、様式6「委任状」も提出してください。

様式2：納入希望業種および食品名

納入を希望する登録品目及び食品名を全て○で囲んでください。

様式3：取引実績表

令和7年1月1日現在で、過去2年間（令和5年1月～令和6年12月）における取引実績を記入してください。

様式4：社屋（店舗）の写真等

(1) 社屋の写真は、外観および会社の看板が写っているもの、所在地は地図を貼付してください。

(2) 委託先がある場合は、本社ではなく、委託先の写真・所在地を記入又は貼付してください。※必要に応じ、実態調査を行う場合があります。

様式5：誓約書

(1) 法人の場合は、本店所在地、商号及び代表者氏名（全て履歴事項全部証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。

個人の場合は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、実印を押印してください。

- (2) 委任先がある場合でも、代表者の記入押印（実印）が必要となります。

様式 6：委任状

- (1) 代表者以外の支店長、営業所長等に見積、入札、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合は、代表者からの委任状が必要です。
- (2) 委任状の委任者欄には、委任者の「実印」を押してください。
- (3) 委任状の受任者欄には、様式 6 の「使用印鑑」を押印してください。

様式 7：使用印鑑届

- (1) 「使用印鑑」とは、入札、見積、契約締結、代金請求等の行為に使用する印鑑のことをいいます。
- (2) 申請は、委任先がある場合でも代表者の記入押印（実印）が必要となります。
- (3) 法人の場合、使用印鑑は「i 実印」、「ii 代表者印」、「iii 委任先の役職印」のいずれかを使用してください。
- (4) 個人の場合、使用印鑑は「iv 事業所名入代表者印」、「v 事業所印と実印」、「vi 事業所印と認印」を組み合わせたもののいずれかを使用してください。
- (5) 認められる使用印鑑については、次のとおりです。

< 法人の場合 >

- i 「実印」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ①
- ii 「会社の代表者を表す実印以外の印鑑」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ②
- iii 「委任先の役職（支店長等）を表す印鑑」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ③



< 個人の場合 >

- iv 「事業者名入 代表者印」 ④
- v 「事業所の印鑑（社印）」 + 「個人印（実印）」の2つセット . . . ⑤ + ⑥
- vi 「事業所の印鑑（社印）」 + 「個人印（認印）」の2つセット . . . ⑤ + ⑦



7 添付書類について

- ◇各証明書は、令和6年11月1日以降に発行されたものを提出してください。
- ◇添付書類は、写しを提出してください。ただし、「①印鑑証明書」については、原本を提出してください。

< 法人・個人ともに必要な書類 >

① 印鑑証明書（原本）

- ア 法人は法務局、個人は市町村が発行する証明書を提出してください。
- イ 印鑑証明書は、原本を提出してください。

② 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）

- ア 法人の場合は、契約締結先となる事業所（委任先がある場合は、委任先）の所在地のものを提出してください。個人の場合は代表者個人の住所地のものを提出してください。

当市市民税課へ納税証明書の発行申請をする場合は、種類：完納証明『納税証明書（滞納のない証明書）』、区分：「税額の表示なし」で申請してください。

- イ 現年度のみの滞納のない証明ではなく、現在において滞納のない証明です。

「滞納のない証明書」の発行を行っていない地方自治体（東京23区など）から証明書を取得する場合、直近2年分の納税証明書を提出してください。

ウ ここでは市町村税とは、市町村から賦課される全ての税のことです。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、その他の市町村で賦課される全ての税について滞納のないことを証明する書類が必要です。

③ 消費税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）

ア 「消費税及び地方消費税」を滞納していない証明書を提出してください。

納税証明書その3、3の2及び3の3のいずれでも構いません。

e-TAX可。

イ 納税義務のない業者（免税事業者）は、未納税額のない証明を提出してください。

ウ 本店でまとめて消費税を納めている場合は、本店についての滞納のない証明書を提出してください。

④ 労働保険証明書（雇用保険・労災保険加入証明）（写し可）

ア 労働基準監督署長等が証明する労働保険証明願を提出してください。

イ この証明書は、労働保険料（労災保険料・雇用保険料）の納入状況を証明するものです。

⑤ 社会保険料納入証明書（一括用）（写し可）

ア 管轄の年金事務所が発行する直近2年以内の期間について証明する「社会保険料納入証明書」を提出してください。

イ 未納の有無を証明する一括用を提出してください。

⑥ 営業許可証明書等（写し）

ア 食品製造施設等のように許可、認可、届出を要する場合は、許可書等の写しを該当業者のみ提出してください。

（例）営業許可証・仲卸業務許可証・売買参加証など

イ 有効期限内の証明書の写しを提出してください。

⑦ 食品衛生監視票（加工業者のみ）（写し）

ア 食品衛生監視票は、食品衛生法に基づいて保健所が食品関係事業所の衛生状態を評価する書類です。

イ 直近で保健所長が発行した食品衛生監視票の写しを加工業者のみ提出してください。

⑧ 直近の従業員の検便結果表（加工業者のみ）（写し）

検便結果表は、病原性大腸菌O157、サルモネラ菌、赤痢菌の検査項目があるものを提出してください。

⑨ 110円切手 1枚（認定通知送付用として）

返信用封筒は、必要ありません。

< 法人のみ必要な書類 >

⑩ 登記事項証明書（写し可）

法人の場合は、「履歴事項全部証明書」を提出してください。

< 個人のみ必要な書類 >

⑪ 身分証明書（写し可）

ア 個人事業主の場合は、本籍地の市町村が発行する証明書を提出してください。

イ 運転免許証やマイナンバーカードなどではありませんので注意してください。

8 登録取消

次の事項に該当した場合は、那覇市立こども園等給食材料指定納入業者の登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録要件を満たさなくなった場合
- (2) 食材の仕入から製造、保管、配送に至るまでの食品の安全と衛生管理が徹底されていない場合
- (3) 複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合
- (4) 著しく品質の劣る食材を納入した場合
- (5) 必要な検査や報告を行わない場合
- (6) その他、本市が登録業者として相応しくないと判断した場合